

○厚生労働省告示第百九十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項ただし書の規定に基づき、食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を次のように定め、令和二年六月一日から適用する。

令和二年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、食品中濃度として 0.01 mg/kg とする。